

事業者排出量削減計画書（新規）・変更

(あて先) 京都府知事		18年			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）			
京都市下京区猪熊通五条下ル柿本町600番2		株式会社 京都東急ホテル 代表取締役 森本 亙			
		電話 075 - 341 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	ホテル業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	エネルギー消費効率の改善、廃棄物排出量の削減、全部門でのKES・環境マネジメントシステムの導入により、1%以上のCO <sub>2</sub> 排出量削減を目指す。				
推進体制	総支配人を最高責任者とするKES・環境マネジメントシステムスタンダードの実践と実施計画の策定、例月の進捗管理システムを構築する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18～19	客室部門	外気温度により空調機の温度設定をマニュアル化し適温化を計り電力・ガス使用量を1%以上削減する。		
	18～19	宴会部門	宴席時間外作業時の照明の部分消灯及び宴席後の連絡を徹底し、空調機の運転時間の短縮化を計り、電力・ガス使用量を1%以上削減する。		
	18～19	調理部門	作業終了の連絡を蜜にし、空調機・給排気の運転OFFの実施及び、作業後の消灯を徹底し電気・ガス使用量を1%以上削減する。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	3,909 t	3,820 t	-2.3 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 3,909 t	*2 3,820 t	-2.3 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等 （二酸化炭素換算（t））			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 3,909 t	(*)2-(*)3 3820.0 t	-2.3 %		
特記事項	当ホテルでは平成18年3月にKESの認証取得をし、それにあたって平成17年12月1日に環境宣言を制定致しました。この宣言の中で下記の項目を重点テーマとして、環境負荷の低減に取り組んでおります。 ①食品廃棄物の減量等の実施、②事務用品のエコ商品への切り替え、③周辺地域の清掃活動。 また、平成15年に省電力システム（インバーター）を導入し電力7%削減、ガス6%削減しています。宿泊客数、宴会・レストラン利用客数あたり原単位CO <sub>2</sub> 排出量は19年度2%削減を目指します。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。